

ホームページ公開用

平成30年第1回

定 例 会 議 事 録

開会：平成30年3月26日

安房郡市広域市町村圏事務組合

平成30年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会議事録

1. 平成30年3月26日(月) 午後4時00分

1. 館山市コミュニティセンター1階第1集会室

1. 出席議員 7名

1番 榎本祐三	2番 本橋亮一
4番 鈴木美一	5番 鈴木直一
6番 栗原保博	7番 小藤田一幸
8番 伊藤茂明	

1. 欠席議員

3番 大和田悟史

1. 出席説明員

理事長	石井裕	副理事長	亀田郁夫
理事	金丸謙一	理事	白石治和
代表監査委員	石井洋	会計管理者	石井修
消防長	川上良之	消防次長	坪井勇一郎
消防本部総務課長	真田薫	消防本部警防課長	本多孝之
消防本部予防課長	佐久間初日	消防本部総務課長補佐	里見成司
事務局長	渡辺俊幸	事務局庶務係長	田村嘉教
事務局技術担当主幹企画事業係長事務取扱	角田照夫	事務局環境施設整備推進室長	吉野正恭

1. 出席事務局職員

議会書記長 保田勉 書 記 久保正治

1. 議事日程

平成30年3月26日 午後4時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第5 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第6号 平成30年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

閉会 午後4時55分

議会書記長（保田 勉君）

定例会開会前に資料の確認をお願いしたいと思います。本日はご出席いただき、ありがとうございます。資料の確認をお願いします。

まず本日配布の資料が「平成29年度一般会計の12月から1月分に関する出納検査結果の報告書」、それと「専決処分の報告について」2点の計4点でございます。

また、事前にお渡ししてある資料ですけれども、1枚もので「平成30年第1回定例会議事日程」、「出席説明員通知書」の2点。それとホチキス止めのもので、大きな四角で囲ってあります数字の1と2、それと「平成30年度一般会計予算書」、以上5点でございます。

漏れはございませんでしょうか。

それでは定刻になりましたので、議長、よろしく申し上げます。

開会宣言

議長（鈴木直一君）

皆さん、こんにちは。本日は議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の出席議員は7名で地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成30年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。それでは、直ちに会議を開きます。

日程の決定

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配布

議案の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

本定例会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

この際、諸般の報告を行います。監査委員から「平成29年度一般会計の12月から1月分に関する出納検査結果の報告」と、理事長から「交通事故による損害賠償額の専決処分の報告」がなされております。

お手元に配布の書類により、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。6番議員、栗原保博君、1番議員、榎本祐三君。

日程第2 会期の決定

議長（鈴木直一君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

この際、本定例会の招集につき、理事長より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。理事長。

理事長（石井 裕君）

本日ここに平成30年組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案4件、補正予算及び当初予算の計6件でございます。その概要につきまして

ご説明申し上げます

始めに議案第1号、「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、当組合の業務の特殊性に鑑み、失職の特例条項を加える条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、育児休業法の改正に伴い、職員の勤務条件等を改正するため、条例の改正を行うものでございます。

次に議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、県の人事委員会勧告に基づき、職員の給与を改善するため、条例の改正を行うものでございます。

次に議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、国からの通達を受けて手数料を改定するため、条例の改正を行うものでございます。

次に議案第5号「平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしましては、2,224万4千円を減額し、補正後の総額を31億769万2千円にしようとするものでございます。歳出の減額の主なものは、粗大ごみ処理施設定期修繕工事費及び消防車両党購入事業費の確定に伴う減額でございます。

次に議案第6号「議案第6号 平成30年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」でございますが、平成30年度予算案の総額は33億6,942万7千円で、前年度当初予算比較では、2億9,558万4千円の増率にして9.6パーセントの増額となりました。

増額の主な要因は、消防施設等整備事業において鋸南分署改修工事及び災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の更新に伴うもの等でございます。

平成30年度の主な事業でございますが、構成市町の共同処理事業といたしまして、職員の共同研修及び採用試験事業402万7千円、救急医療対策事業9,844万5千円、火葬場運営事業1億16万4千円、粗大ごみ処理施設運営事業6,874万円などとなっています。

また、常備消防につきましては、鋸南分署改修工事1億590万5千円、天津小湊分遣所建設工事用地購入費470万8千円、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車2億2,313万5千円、高規格救急自動車5,907万3千円などとなっています。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（鈴木直一君）

以上で、理事長の挨拶及び提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第1号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3、議案第1号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

それではご説明いたします。資料は白い表紙1番の「議案」の1ページ、黄色い表紙2番の「議案説明資料」の1ページとなります。

地方公務員法第16条第2号では、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」などの欠格条項に該当する者は、「職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない」とされています。例えば、交通事故を起こし、禁固以上の刑が確定した場合には、他の事情を一切考慮されることなく、失職となります。

職員は公務で車を運転する機会が非常に多い中、交通事故や公務中の事故の過失による罪により、様々な経験やノウハウを有する職員が、一切の事情も考慮されず自動的に失職となるのは、職員には厳しい措置であるとともに、組合にとっても大きな損失でございます。

このため、職員が過失により起こした事故について、その情状を考慮し、失職が厳しすぎると認められる場合に限り、失職しない旨の特例条例を制定するものでございます。以上でございます。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき、一人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。質疑のある方は発言願います。

榎本祐三君

議長。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

この条文によりますと、要は執行猶予された者については、執行猶予の刑が下りた者については、失職しないということでしょうか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

法律では執行猶予の期間が終わるまでということになりますので、執行猶予が出されたとしても刑が執行されれば、その時点で失職することになります。

議長（鈴木直一君）

他にありますか。

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第1号「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第4 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

ご説明いたします。資料は「議案」の2ページ、「議案説明資料」は2ページからとなります。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものと

なります。

主な改正内容としまして、非常勤職員の育児休業の取得期間、取得要件の改正です。養育する子が1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れられない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるようになります。

この他、給与条例の改正に伴う条文の整備を行います。以上です。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方は発言を願います。

ありませんか。

榎本祐三君

よろしいですか。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

安房郡市広域市町村圏事務組合の中では、これに該当する職員、該当しそうな職員というのは、何人かいるのですか。把握しておられますか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

現時点ではおりません。

榎本祐三君

はい、わかりました。

議長（鈴木直一君）

他に質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定さ

れました。

日程第5 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第5、案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

ご説明いたします。資料は「議案」の4ページ、「議案説明資料」は6ペ
ージからとなります。

今回の条例改正は、今回の条例改正は、県の人事委員会の勧告に準じ改
正を行おうとするもので、改正条例は2条立てになっており、改正内容と
しましては、第1条につきましては、①勤勉手当の12月分を0.1ヶ月
分引き上げるもの、②として給料表の引き上げを平成29年4月に遡って
行うものの改正でございます。

第2条におきましては、「第1条で引き上げた勤勉手当0.1ヶ月分につ
いて、30年度以降は6月分及び12月分で0.05ヶ月分ずつ振り分け
るもの」、50歳代後半の職員の給与抑制措置の終了に伴う条文整備を行
います。以上でございます。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある
方は発言を願います。

榎本祐三君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

館山市の今、職員は減額していますけれど、館山市から派遣される職員に
ついては、館山市と同じ条件でやられているのか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局の方に派遣されている職員については、それぞれの派遣元の市町の給与について行っていますので、館山市の現在の職員は、館山市と同じような形で減額されている状況でございます。

榎本祐三君

はい、終わります。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

（「ありません」の声あり）

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第6 議案第4号 安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6、議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

消防長。

消防長（川上良之君）

議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。議案は、白色の表紙1番の資料の9ページとなります。また、黄色の表紙2番の「議案説明資料」の17ページから25ページに新旧対照表がございますので併せてご覧ください。

この条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に基づき、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査及

び保安検査の手数料について、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

（「ありません」の声あり）

ありませんか。ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第7 議案第5号 平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

日程第7、議案第5号「平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

ご説明いたします。資料は「議案」の12ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,224万4千円を減額し、総額を31億769万2千円としようとするものでございます。また、併せて地方債の補正を行います。

歳出予算から説明します。「議案」は19ページ、「議案説明資料」は26ページ。「説明資料」26ページの表で説明させていただきます。

主な項目でございますけれど、4款衛生費の中で「粗大ごみ処理施設運営事業」で、施設建物の電気配線工事及び機械の定期修繕工事の完了により、877万3千円の減額。5款消防費において、常備消防費で給与改定に伴い職員給与を124万円の増額、「消防設備等整備事業」で救急車、消防車等の自動車購入事業の完了により977万2千円の減額、6款公債費、平成2

8年度借入の地方債の利率確定により207万5千円の減額となっております。

歳入予算の補正でございますけれど、「議案」18ページに記載がございます。市町負担金で1,594万4千円、地方債で630万円を減額しています。

「議案説明資料」の27ページに地方債の内訳、28ページに市町負担金の内訳をそれぞれ示してございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

ご質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第5号「平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第8 議案第6号 平成30年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

日程第8、議案第6号「平成30年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

説明をいたします。資料は別冊の「平成30年度一般会計予算書」及び黄色の表紙「議案説明資料」となります。始めに予算書の8ページ、9ページをお開きください。

平成30年度一般会計予算額は歳入歳出総額それぞれ33億6,942万

円7千円、29年度との比較で2億9,558万4千円、9.6パーセントの増となります。

始めに歳出予算から説明いたします。予算書は12ページから、「説明資料」は32ページからになります。

1款議会費で60万円、主な項目は議員報酬費等です。2款総務費のうち、一般管理費で8,914万8千円。主な項目は2節給料及び3節職員手当等の人件費ほか、13節委託料で556万1千円、19節負担金補助及び交付金で629万3千円等になっております。29年度と比較して511万2千円の増額となっておりますが、主な要因は本予算科目で計上する職員1名の増員に伴う人件費の増額によるものです。

主な事業でございますけれど、「説明資料」の32ページに記載がございますが、市町等職員共同研修事業で331万円。これは構成市町等の職員を対象に、30年度においては年間9コース、延べ日数で21日の研修を実施します。また、市町等職員採用試験事業71万7千円、統一採用試験について30年度は7月及び9月の2回の実施を予定しております。

次に、予算書14ページ、監査委員費で10万5千円、主な項目は委員報酬です。

予算書15ページ、「説明資料」は33ページとなります。4款衛生費、保健衛生総務費で9,844万5千円。主な項目は13節委託料9,094万円、19節負担金補助及び交付金750万円等となります。主な事業としましては、「説明資料」の33ページになりますが、病院群輪番制病院運営事業で6,460万円、これは休日や夜間等の手術や入院を必要とする救急患者のため、2次医療救急機関9施設の輪番制により、診療事業を実施します。

次に在宅当番医制事業で269万5千円、これは休日、初期救急診療患者のため、2次救急医療機関以外の医療機関の当番制による診療事業を実施します。

次に夜間救急診療事業で2,365万円、夜間の初期医療患者のため、安房地域医療センター内に夜間救急診療所を設置し、診療事業を実施します。

次に、「火葬場費」で1億16万4千円。主な項目は11節、需用費で1,373万5千円、13節、委託料で8,557万1千円などです。29年度と比較しまして359万円の増額となっております。主な要因としましては安房聖苑の定期修繕について、例年行っている耐火材の張替え修繕の他に排気部分のバグフィルターの交換工事が追加されるものでございます。

主な事業としましては、火葬場運営事業1億16万4千円、主な項目と

しましては安房聖及び長狭火葬場の運営管理の指定管理者への委託、火葬場施設の定期的な修繕等を実施します。

次に予算書16ページ、「説明資料」は34ページ粗大ごみ処理費で6,874万円。主な項目として、11節需用費で1,971万円、13節委託料で4,891万2千円などです。29年度と比較しまして、1,824万1千円の減額となっています。主な要因は施設部、建物及び機械等の修繕量の減額によるものでございます。

主な事業としましては、粗大ごみ処理施設運営事業で6,874万円、施設の運営管理を行うための業務委託及び毎年実施しています定期修繕等となります。

次に、ごみ処理広域化推進費で2,763万6千円、主な内容は2節給料、3節職員手当の人件費のほか、13節委託料820万8千円等でございます。29年度と比較して952万2千円の減額となっています。主な要因は、本予算で計上している職員2名の減に伴う人件費の減額です。

主要な事業はごみ処理広域化推進事業で858万円、主な内容はごみ処理広域化施設建設候補地選定を行うための専門のコンサルタントへの支援業務委託を実施します。

ごみ処理広域化推進事業については、現在、君津4市のごみ処理広域化事業へ参画について、調査研究を行っている状況であります。その判断によっては、安房広域での事業実施も想定されることから、その場合、ただちに用地選定業務に着手できるよう予算計上を行うものです。

次に、予算書18ページ、「説明資料」35ページ。5款消防費、常備消防費で22億6,846万3千円。主な項目は2節給料、3節職員手当等の人件費のほか、11節需用費で5,652万9千円、18節備品購入費で2,159万8千円、19節負担金補助及び交付金で1億8,697万円等になります。29年度と比較し、7,362万7千円の増額となっています。主な要因は職員5名の増員及び昇給や給与改定による人件費の増でございます。

主要な事業でございますけれども、「説明資料」の36ページになります。防災基盤整備事業で5,598万2千円。これはちば消防共同指令センターにおけるシステム機器の更新事業及び千葉県消防救急無線設備維持管理事業に対する負担を行うものでございます。

続いて予算書21ページ、消防施設費で3億9,667万3千円。主な項目は15節工事請負費で1億483万2千円、18節備品購入費で2億8,159万7千円。29年度と比較し、2億3,833万6千円の増となっています。

主な要因は鋸南分署庁舎改修工事に係る工事請負費、及びはしご付消防ポンプ自動車の更新に係る備品購入費の増額でございます。主要な事業は、消防施設等整備事業で1億1,061万3千円。主な内容は老朽化の著しい鋸南分署の大規模改修工事、津波対策移転を予定しております天津小湊分遣所の移転用地取得費でございます。

消防設備等整備事業で2億8,220万8千円、主な内容は購入から26年を経過する鴨川消防署配備のはしご付消防ポンプ自動車の更新、及び千倉分署、館山消防署配備の高規格救急自動車の更新となります。

予算書22ページ、6款公債費で3億715万3千円、安房聖苑の建設及び消防署所の建設等や、緊急車両等の購入に係る起債に対する元金及び利子の償還でございます。

7款予備費として1,230万円を計上してございます。

次に、歳入予算について説明いたします。1款分担金及び負担金で29億1,226万7千円、歳出それぞれの事業に対する構成市町からの負担金でございます。

次に、「議案説明資料」29ページの下段に事業及び構成市町ごとの負担金額を記載しております。また、予算書の34ページには、負担金算出の基礎資料も記載してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

それでは予算書10ページに戻っていただきまして、2款使用料及び手数料のうち、総務衛生費関連で3,511万6千円、消防関連で102万円、合計で3,613万6千円です。火葬場及び粗大ごみ処理施設使用料や危険物関係手数料が主なものです。

3款国庫支出金で6,435万9千円、これは鴨川消防署のはしご車購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金を計上してございます。

5款繰越金で5,869万6千円、予算編成時点で見込める繰越金額を計上してあります。

次に6款諸収入で1,536万9千円、粗大ごみ処理施設有価物売上代等となっています。

次に7款組合債で2億8,260万円、鋸南分署改修事業、鴨川消防署のはしご車の更新事業等に係る事業債です。

「議案説明資料」31ページに「平成30年度当初予算に係る起債事業の内訳」を記載してございます。以上で説明を終わります。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

本橋亮一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

2点、お伺いしたいと思います。まず「主要事業説明書」の33ページ、火葬場の状況についてお伺いします。

今、当地区では安房聖苑と長狭の火葬場の2ヶ所があるわけですが、安房聖苑はまだ新しいので、お話しはなくていいと思うのですが、長狭地区の火葬場は築何年ぐらい経って、どのくらい老朽化が進んでいるのでしょうか。

事務局長（渡辺俊幸君）

ちょっと待ってください。資料を出します。

はい。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

長狭火葬場の建設年についてですけれども、昭和59年5月となっております。老朽化の程度でございますが、当然のごとくだいぶ年月が経っておりますので老朽化しておりますが、毎年、炉内の修繕等を定期的に行っておりますので、現時点ですぐに使用できなくなるという状況ではございません。

しかしながら、今後、10年先を見越してある程度、大規模修繕をするのか、それともどうなのかということは、今後検討していく必要があるかなと考えています。

本橋亮一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

毎年修繕して10年ぐらいもつということですが、10年だとすぐに来てしまうので、もうそろそろ長期計画を考えていかなければいけない時期にさしかかっていると思う。

これからこの地区の人口減がどんどん進んでいくわけで、先ほど鈴木議員にお聞きしましたが、長狭火葬場は鴨川の地区の方々がほとんどあそこに行っているということでした。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

鴨川の方はほとんど長狭火葬場を利用している状況でございます。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

最悪の場合、途中で長狭火葬場が使えなくなったとき、安房聖苑へその方々が来たときに、今の安房聖苑の方で全部、まかなうことができますか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

長狭火葬場には今、2炉ありますが、その2炉とも駄目になったときに、どうなのかというところまでは検証していませんが、1炉程度であれば対応できるのではないかと考えています。

それと先ほど長期計画というお話がありましたけれど、長狭地区火葬場自体、老朽化もそうですが、進入道路が非常に狭く、脇に崖を背負っている状況でありまして、その辺を含めて今後、長狭火葬場をどうするのかという話の中で、改修や立て替えをするのであればあの場所でもいいのか、そういうことも含めて考えていきたいと考えています。

もうひとつは、安房聖苑は現在も6炉使っていますが、2炉増設のスペースはとってあります。そういう状況を含めた中で、将来的に火葬場施設をどうするか、少しずつ検討していきたいと考えています。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

さっきも言いましたが、人口減を含めたものを計画として考えていかなければならないので、その辺は十分考えた上でやっていただきたいと思います。

もう一点よろしいですか。

議長（鈴木直一君）

はい、どうぞ。

本橋亮一君

「説明書」35ページ、消防設備等整備事業についてですが、今回はしご車を更新、鴨川署に配置されるということですが、毎回、意見が出るとは思いますが、固執する考えはありませんが、金額的にかなり大きいものなので、

購入に関しても慎重にしなければいけないと思います。

館山署に配置してあるはしご車は、平成20年に更新しまして、32年ぐらい経過していました。今回のはしご車の場合は、平成4年に入れたもので、平成30年で26年ぐらい経っている。この差はどうか。どのくらい持つかというのは、何を基準にしているのか。更新しようとして会議に諮るわけですが、どういうことがあって更新しようとするのか。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

はしご車につきましては、はしご車の運用基準を国が定めておりまして、その中で購入からまず7年でオーバーホールしなさいと、その後5年ごとにやりなさいということでございます。

鴨川消防署のはしご車の件ですが、業者の方でもう25年経過しているので、オーバーホールできませんと断られております。ですから、オーバーホールできないということですので、今後、活用する上で、何か事故があったときにどうなのかということで今回、更新ということでございます。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

要するに中のポンプ等の設備のメンテナンスが不可能になってきているということですよ。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

昔のものと違ってコンピューター関係の装備も備えていますし、機械的なものも含めてオーバーホールできないという見解でございます。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

今回、購入する予定のはしご車ですが、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車ということですが、災害対応というのはどういう機能を持った消防車か。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

これは緊急消防援助隊に登録する車両ということでございまして、それに登録することによりまして補助金が受けられるというシステムになっております。そのために災害対応のはしご車を購入するということとなります。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

はしご車を使うとか、使わないとか、そういう問題ではないということですね。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

緊急消防援助隊に登録された車両については、そういう名称になっていません。特に内容が違うということではありません。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

今回のはしご車は40メートルで、この辺で40メートルというと火災現場に行くと、鴨川あたりではかなり高層な建物がありますが、出動した際にまかなえるのでしょうか。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

現在、40メートルの高さでは、13階まで届くという想定をしております。ただ、鴨川にはそれ以上の高さの建物が9棟ございます。

それにつきましては、建築基準法あるいは消防法で11階以上の建物については防火区画とするとか、他の施設に延焼しないようにするとか、スプリ

ンクラーを設置するとか、そういう法令がございます。40メートルを超えるはしご車はなかなかありません。

以上でございます。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

消防長も言いましたが、今、スプリンクラーの設置が義務付けられているので、かなり大火災になる可能性は少ないと思います。2台配置しなければいけないのですが、その辺は考えていただきたいと思います。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

はしご車の基準というものがあまして、これに固執するわけではございませんが、はしご車は災害があった場合に出動してから30分以内にその建物に架梯しなさいという基準があります。それがまずひとつです。

あと、当管内は観光都市ということで、高層マンション、ホテル、あるいは病院等がございますので、そういうものが配備されないとなかなか、マイナスイメージがあるのではないかと考えます。以上です。

本橋亮一君

終わります。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

鈴木美一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

同じような質問になってしまうかもしれませんが、先ほどの安房聖苑だが、これは当初造るときに、私の感覚ですと、長狭火葬場はもう古くなったということを知った上で造っているわけですので、私のところからもどちらに言っても同じくらいの距離にはなるが、特に白浜あたりだと安房聖苑までかなりの距離があります。

その辺を想定した上で、あの辺につくったと思いますが、さっきの話では10年間ぐらい使いたいということですが、私はもっと前に道路が狭かったり危険性があるので、それを早く一本化して使えるようにしたほうがいいと思います。その辺、当初からの構想はどうなっているのでしょうか。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

当然、安房聖苑については館山と千倉の火葬場が一緒になって造られました。鴨川については、こちらとの距離がかなりあるという中で、もうひとつその時点では長狭は他の館山、千倉と比べて状況的には良かったという中で、残したと聞いております。

先ほど言われたように、今後は人口減もありますし、安房聖苑は現在も6炉あり、2炉の増設スペースもあるということですので、繰り返しになりますけれど長狭火葬場の位置、特に鴨川は28年度560件のうちほとんどが長狭火葬場を使っているということを踏まえたと、今一度、使用状況や距離的なものを含めて、今後、火葬場のあり方を研究していきたいと考えています。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

はい、ありがとうございます。私も長狭火葬場に行きますが、トイレ等を見てもかなり老朽化してしまっていて、安房聖苑と比較すると雲泥の差があります。そういう中で、都会等いろいろなところから人がいらっしやる。できるだけ良くしてもらいたい。

でもそんな無駄なお金をかけても仕方がないので、であれば安房聖苑のロードを増やして、対応していくということで、今後検討をお願いしたいと思います。

他の件ですが、「説明資料」の35ページ、消防費の「津波対策移転に伴う天津小湊分遣所建設事業に係る用地取得費」で、470万円計上されているところですが、これは以前質問していますが、ここに書いてあるように津波対策としての移転ということですね。

そうすると、もう白浜も和田も終わっている。天津小湊のこの分遣所だけが取り残されてしまっている。私が思うに、あそこが一番、津波に対して危ないところだろうと思っています。

承知していますが、鴨川市が用地を取得してもらわなければ進まないと私は聞いておりました。この用地取得について、来年度当初予算計上しており取得するのですが、時間的に、用地取得して、次の年に設計して、次の年に建てるということになると、どんどん遅くなってしまいます。その辺の予定を確認したい。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

用地取得につきましては、早急な取得を目指しているところでございます。年度内早々5月ごろにはということでございますが、その後30年度に地質調査等を実施します。31年度に建設工事を予定しております。以上です。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

今のお答えですと、設計等も来年度やるということですが、その予算も計上してあるのでしょうか。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

設計予算については29年度に計上させていただいていましたが、事業が伸びていますので、30年度に繰越させていただいております。以上です。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第6号「平成30年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

閉会宣言

以上をもちまして、平成30年度安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後4時55分 閉会